

大阪広域環境施設組合条例第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員

第22条第2項中「第13条」を「第11条」に、「の特別休暇」を「の特別休暇（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「育児時間」という。）」に、「よる介護時間」を「よる介護時間（これに準ずる休暇として組合規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。）」に、「職員に」を「職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に」に、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものを与えられている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第23条中「第18条」を「第18条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に

関する条例（令和元年条例第2号）第8条」に、「給料額」を「給料又は報酬の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。